



# NHK 歳末たすけあい助成事業

## 「令和4年度地域から孤立をなくす活動支援助成」

### 助成要項

#### 1. 趣旨

近年、社会経済環境の変化に伴い、地域においても社会的孤立の状態にある人たちをめぐり課題が深刻化しています。

社会的な孤立に至る要因は、不登校や引きこもり、離職、病気など様々なものがありますが、それら個別の課題を解決するための活動を推進するとともに、関係機関が連携し、社会の一員として包み支え合う仕組みづくりを進める必要があります。

石川県共同募金会においても、安心して地域生活が送れる社会の実現に資するため、地域における社会的孤立の課題解決や予防に取り組む活動を次の通り支援します。

#### 2. 助成対象団体

団体本部の所在地が石川県内にあり、石川県内において地域から孤立をなくす活動を実施する団体（設立後1年を経過しない団体は対象外とします。）

#### 3. 助成対象事業

地域で孤立する人や生活課題のある人を支援する具体的な活動

##### [活動例]

- ・ 子ども食堂の運営など子どもの居場所づくり事業
- ・ いじめや引きこもりに対応した地域でのサロン活動
- ・ DVや依存症などにより地域で孤立する人たちへの支援事業
- ・ 孤立をなくすための地域での講座や啓発事業、情報発信
- ・ 地域での孤立を発見するための専門機関等による相談支援の体制づくり
- ・ 地域で孤立状態にある人たちの調査活動
- ・ 地域で孤立している方たちの新たな居場所づくりや見守りの仕組みづくりなど

ただし、下記に該当する場合は助成対象外とします。

- ① 国または地方公共団体が経営し、またはその責任に属するとみなされる事業
- ② 国籍、宗教、政党、組合などの関係からその対象を特に限定していて一般に

開放されず、構成員の互助共済を主たる目的とする事業

- ③ 社会福祉を目的としていても、宗教、政治、組合等の運動の手段として行われる事業
- ④ その名称の如何に関わらず営利を目的とし行っているとみなされる事業
- ⑤ 助成による効果が期待できない事業及び助成金以外の収入をもって実施することが適当と認められる事業
- ⑥ 経営上余裕がある団体

#### 4. 助成対象経費

上記2の対象事業を実施するための活動事業費および備品・器材購入費

※車両購入費は対象としません。

※団体運営に必要な管理経費は対象としません。

#### 5. 事業実施期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

#### 6. 助成上限額

活動事業費 20万円（千円未満切り捨て）以内

備品・器材購入費 14万円（千円未満切り捨て）以内

※助成申請状況や審査の結果により、必ずしもご要望額通りとならないことを予めご了承ください。

#### 7. 助成総額（予定額）

50万円（本助成事業の助成総額）

#### 8. 事業実施にあたってのスケジュール

令和4年2月14日 申請書受付締切

3月上旬頃 本会配分委員会にて可否等審査

3月中・下旬頃 本会理事会・評議員会で審議、決定  
決定通知の送付

令和4年4月～令和5年3月31日 事業実施

事業完了後…報告書等を提出

## 9. 助成申請

助成申請を希望する場合は、所定の様式により、本会が定めた期日までに関係書類を添付し申請してください。

### 《提出書類》

- ① 助成申請書
- ② 定款または会則
- ③ 役員名簿
- ④ 令和2年度事業報告・収支決算書
- ⑤ 令和3年度事業計画・収支予算書
- ⑥ パンフレット等、貴会の事業内容のわかる書類
- ⑦ 備品・器材購入の場合 業者の見積書の写し
- ⑧ 備品・器材購入の場合 カタログ
- ⑨ その他、対象事業に関する参考資料があれば添付してください。

※事業内容等、申請書に書ききれない場合は、別紙に記入し添付してください。

※申請書類等に不備がないよう十分ご留意ください。(申請事業内容、申請書類に著しく不備があるものについては、受付けません。)

## 10. 申請書提出期日

令和4年2月14日(月)必着にて、石川県共同募金会宛てに提出してください。

## 11. その他

来年度以降の本助成事業の有無については、寄付の状況等により決定いたします。継続事業ではございませんことを、あらかじめご了承ください。

## 12. 問合せ・申請書類送付先

社会福祉法人石川県共同募金会

〒920-8557 金沢市本多町3丁目1番10号 県社会福祉会館2階

TEL (076) 208-5757 FAX (076) 222-8900